

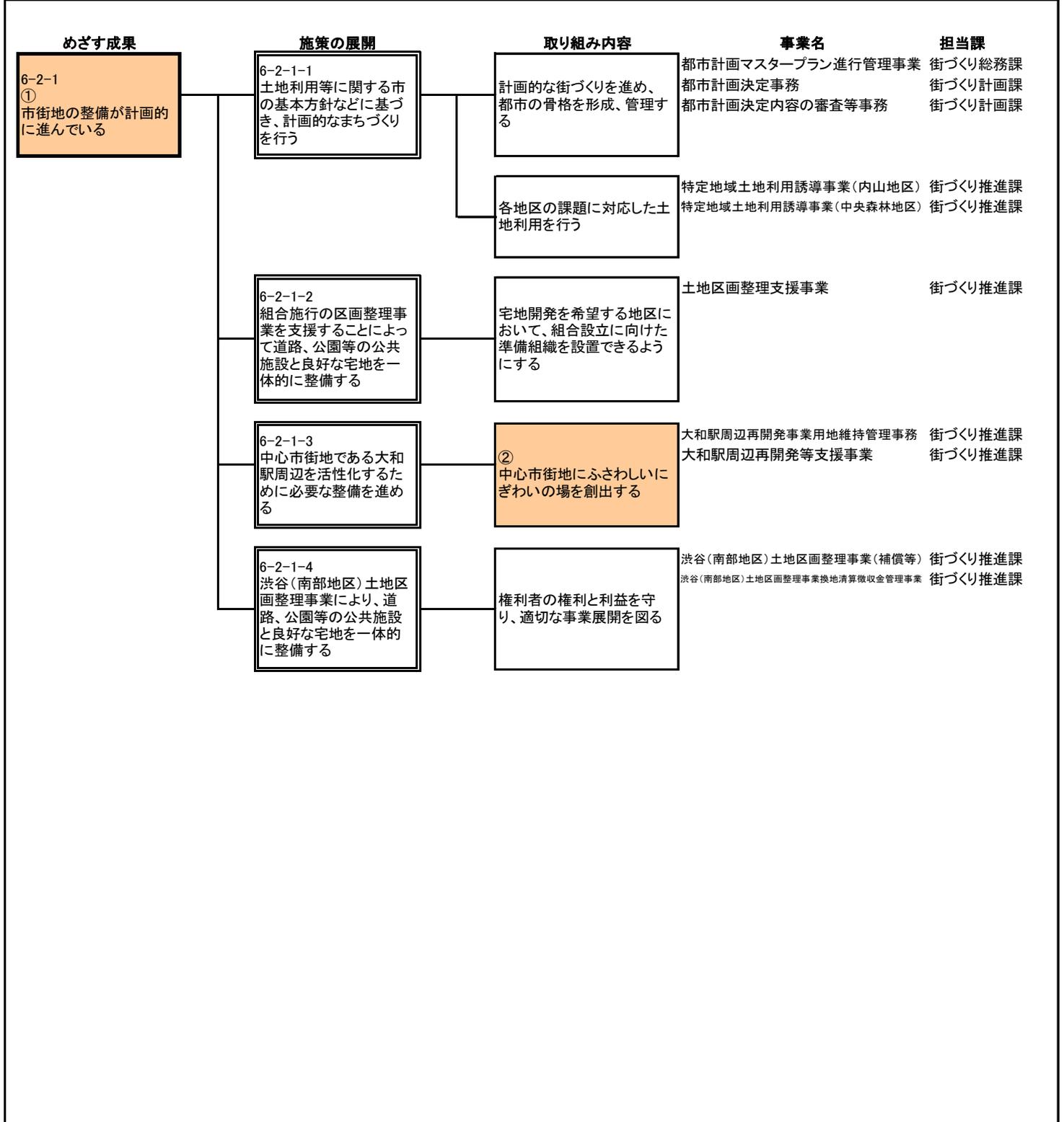
施策評価（一次評価）

個別目標 6 - 2

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6-2	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	6-2-1 市街地の整備が計画的に進んでいる	
	6-2-2	良好なまち並みが形成されている
	6-2-3	道路や公園を快適に利用している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：街づくり施設部長 財津 保真

総事業費 (予算)	H31(R1) 1,138,518	R2 42,286	R3 28,806	R4 13,712
--------------	----------------------	--------------	--------------	--------------

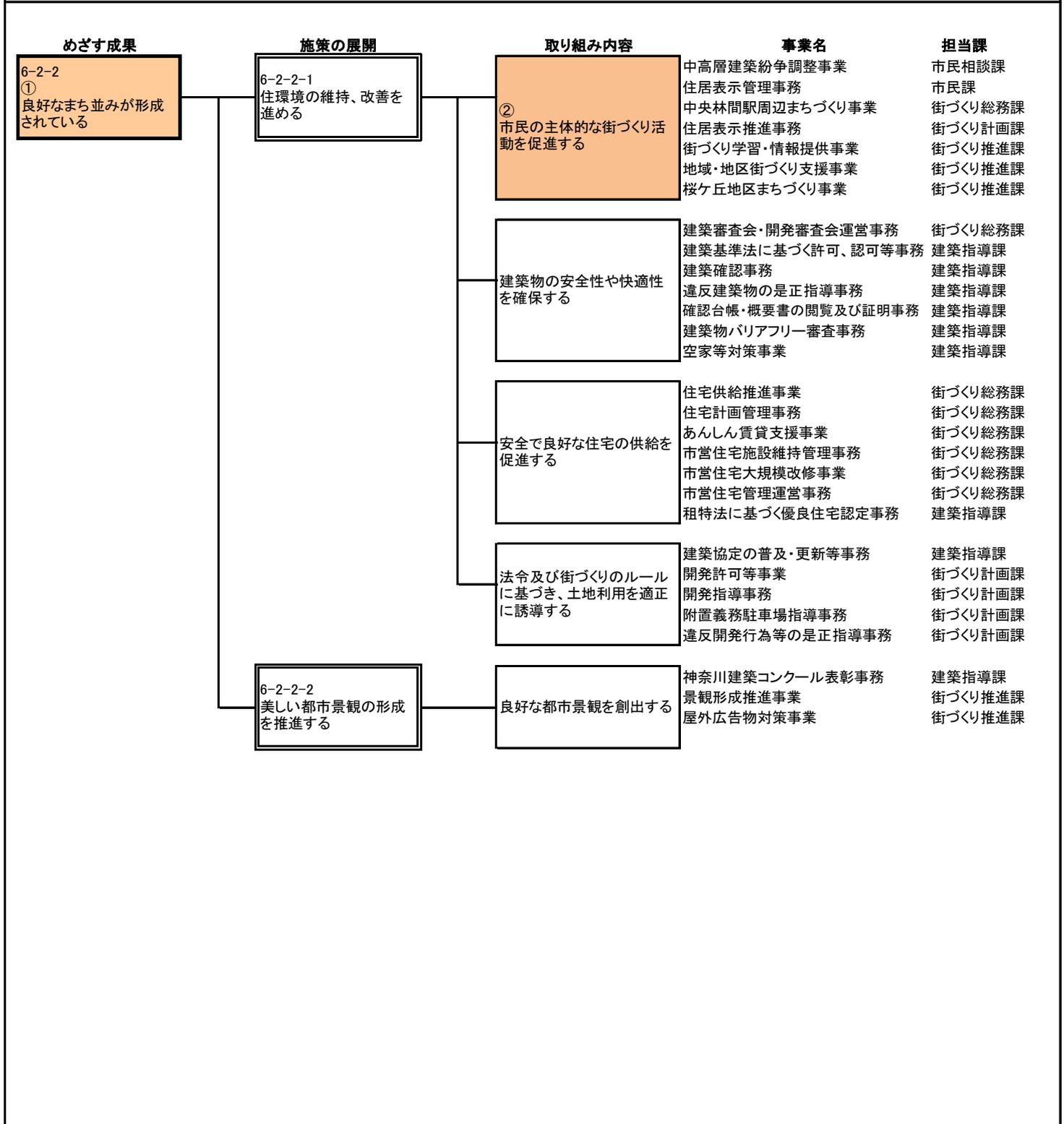
成果を計る主な指標	前期基本計画期間 (R1～R5年度)					
	計画当初値	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R3)	最終目標値 (R5)
① 土地区画整理事業などによる市街地整備の割合	58.0%	60.5%	60.5%	60.5%	60.9%	61.2%
② プロムナードにおける1日あたりの通行者数	31,992人	32,034人	27,024人	22,677人	32,950人	33,600人

これまでの成果	<p>【土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う】</p> <p>■市街化区域内農地を将来にわたり保全するため、都市計画決定事務において、従来の「500㎡以上」から引き下げて生産緑地地区[※]の面積要件を300㎡以上とする条例を制定するとともに、指定基準の改正を行った結果、新規指定の地区が増加しました。 ※生産緑地地区：市街化区域内の、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為等を規制し、都市農地の保全を図ることを目的とした生産緑地制度において指定された農地のことです。</p> <p>■内山地区の市街化調整区域について、土地所有者等に対する個別訪問を行うことで、地区計画（案）に対する賛同率が増加し、計画的なまちづくりの推進に寄与しました。また、中央森林地区の市街化調整区域については、中央森林東側地区街づくり準備会の活動（生産緑地制度や固定資産税等に関する勉強会の開催）への支援を行うことで、市街化区域編入に対する合意形成が進むとともに、土地利用や公共施設整備など市街化区域編入に向けた課題について、神奈川県等の関係機関との調整を行い、協議を進めることができました。共に市街化区域編入を目指し、地区計画制度[※]を活用した計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を着実に進めました。 ※地区計画制度：地区レベルでのまちづくりの計画であり、良好な生活環境を整備し、保全するために、建築物の用途や建築形態、公園や道路等の公共施設等の配置について、それぞれの地区の特性に応じて細かく定めることができる制度です。</p> <p>【中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める】</p> <p>■都市計画マスタープランに基づく大和駅周辺のまちづくりについては、都市活動と水と緑の豊かな自然環境を活用し、活力が生まれるまちをあるべき地域の姿として、計画的にまちづくりを進めた結果、文化創造拠点シリウスや大和駅東西のプロムナードなどの公共施設等の都市機能の整備と駅周辺への商業施設等の集積によって、活発な生産活動による活力ある市街地が形成されました。</p> <p>■大和駅周辺のまちづくりの成果を図る指標として掲げた「プロムナードにおける1日あたりの通行者数」についても、文化創造拠点シリウス完成の平成28年度以降、コロナ禍前の令和元年度まで増加傾向を示しました。</p>
	<p>【土地利用等に関する市の基本方針などに基づき、計画的なまちづくりを行う・中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める】</p> <p>■生産緑地については、各所有者の意向を把握して特定生産緑地[※]の指定を確実に進めることにより、自然環境の保全も考慮したまちづくりを進めていくことが必要です。 ※特定生産緑地：生産緑地所有者等の意向に基づき、市町村が指定します。特定生産緑地に指定されると、農地として管理しなければならぬ期間(生産緑地としての指定後30年間)が10年間延長されますが、税制特例措置も継続されます。</p> <p>■内山地区の市街化調整区域について、個別訪問によって、地区計画（案）に対する賛同率を増やし、施策を展開することはできたと考えますが、コロナ禍において啓発活動が制限されたこともあり、賛同率は合意形成の目安である8割には達していないため、引き続き個別訪問の実施と新たな手法の検討が必要です。</p> <p>■中央森林地区の市街化調整区域について、関係機関等との協議調整によって、市街化区域編入に向けた課題を解決したことで、施策を展開できたと考えています。今後は、神奈川県から平成28年に告示された第7回線引き見直し[※]の期限である令和5年度末の市街化区域編入に向けて、関係機関等との協議を完了させるとともに、地元説明会や個別訪問などを通して地元の意向を踏まえた地区計画（案）の作成及び関係者間の合意形成を図る必要があります。 ※線引き見直し：線引きは、将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。これらの都市計画を見直すことを「線引き見直し」と言い、神奈川県では概ね5年ごとに行っています。</p> <p>■都市計画マスタープランに基づき、大和駅周辺等の整備を計画的に進めることができたと考えており、今後も、その進行管理において関連する様々な事業の進捗状況などを把握することにより、着実にまちづくりを進めていくことが必要です。また、これまでは、主として行政が主体となった施設整備を通じたまちづくりを進めてきましたが、今後は、変化の激しい社会情勢に応じたまちづくりを進めるため、官民連携など、具体的な事業費も踏まえながら計画の実効性を確保する新たな手段手法を検討する必要があります。</p>
	<p>成果に対する評価と課題</p>
	<p>成果に対する評価と課題</p>

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6-2	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	6-2-1	市街地の整備が計画的に進んでいる
	6-2-2	良好なまち並みが形成されている
	6-2-3	道路や公園を快適に利用している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：街づくり施設部長 財津 保真

総事業費 (予算)	H31(R1) 258,148	R2 585,006	R3 104,241	R4 245,258
--------------	--------------------	---------------	---------------	---------------

成果を計る主な指標	前期基本計画期間 (R1～R5年度)					
	計画当初値	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R3)	最終目標値 (R5)
① 大和市は、良好な街並みが形成されていると思う市民の割合	46.7%			54.5%	50.5%	52.5%
② 地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積(累計)	125.4ha	128.3ha	127.9ha	127.9ha	149.2ha	154.2ha

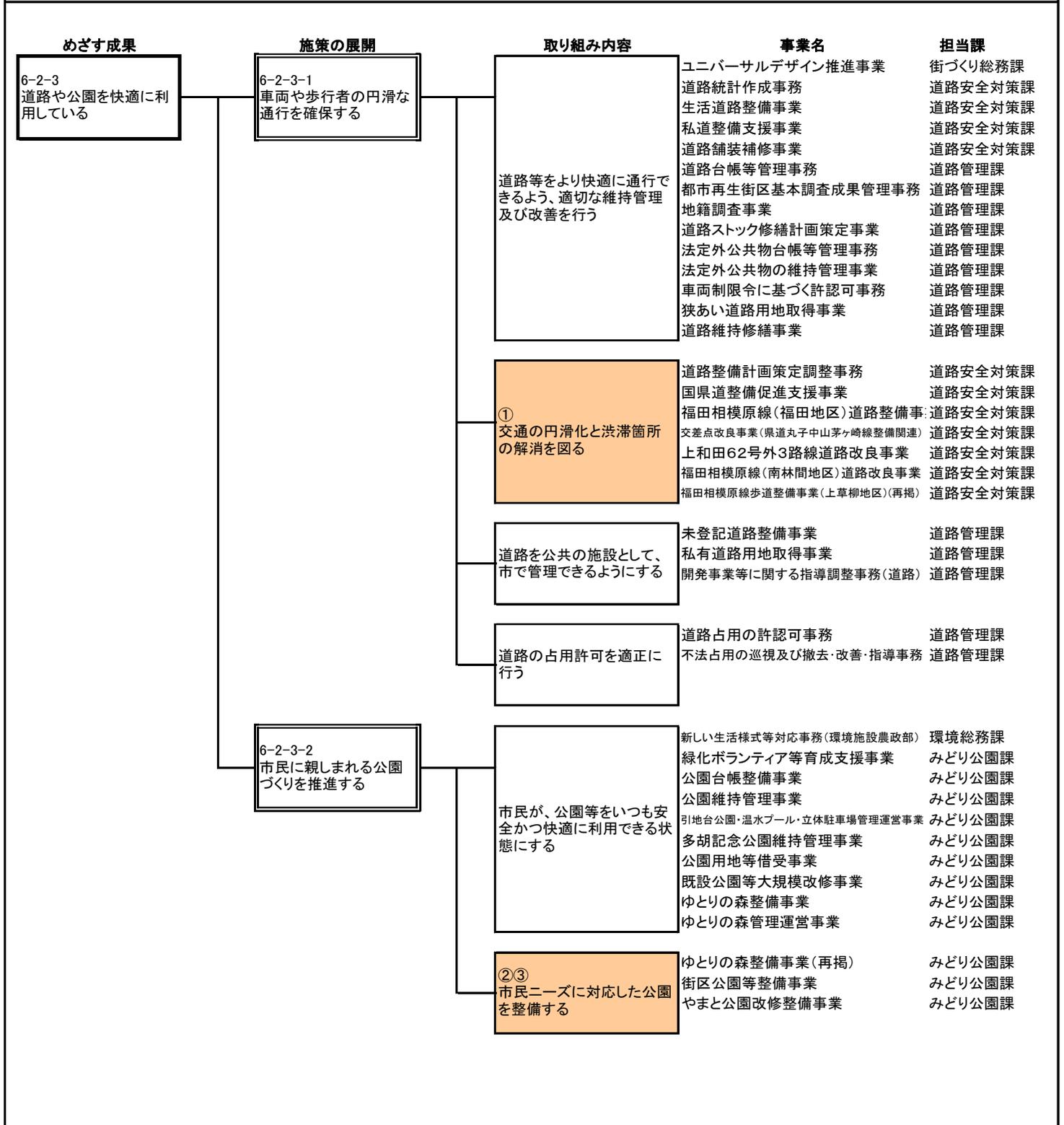
これまでの成果	<p>【住環境の維持、改善を進める】</p> <p>■「中央林間地区街づくりビジョン」に基づき、小田急電鉄と連携を図り、小田急中央林間駅北側の東林間7号踏切の拡幅工事、同駅東側改札口の開設が完了するなど、駅周辺の住環境が改善されました。さらに、みんなの街づくり条例に基づいた地域の街づくり組織への活動費助成や街づくり専門家派遣による街づくり活動の支援を行ったことにより、鉄道事業者、市民等の主体的なまちづくり活動を促進できました。</p> <p>■大和山市営住宅について、「大和山市営住宅長寿命化計画」に基づいた、大規模改修を含む維持管理の実施により、施設の安全確保はもちろんのこと、外壁や敷地等の環境を良好な状態に保つことで、良好なまち並みの形成にも寄与しました。</p> <p>■建築協定について、開発による宅地分譲の相談に際し、事業者等へ建築協定に関するチラシを配布するとともに、建築協定の制定を誘導するほか、建築協定の契約期間の終了が近づいている区域に対しては、地域の実情や協定継続の必要性を整理してスムーズに更新手続きが進められるよう、早期の段階から運営委員会と協定更新に係る協議、相談を密に行うことにより既存の協定を継続することができました。</p> <p>■大規模土地取引行為を予定する大規模土地所有者等や大規模開発事業を予定する大規模開発事業者からの「大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例」に基づく各届出などを踏まえ、総合計画や都市計画マスタープラン等に沿った土地利用計画が行われるよう、当該事業者等に指導又は助言を行うとともに、大規模開発事業の予定があることを早期に住民等に周知することにより、周辺環境との調和や計画的な土地利用へと誘導して住環境の維持、改善を進めることができました。</p> <p>【美しい都市景観の形成を推進する】</p> <p>■景観条例等に基づく手続きを通して規制誘導を行うことにより景観に配慮した建築物等の整備を進めたほか、屋外広告物条例に基づく規制や違反広告物の簡易除却活動※による適切な屋外広告物設置の推進、「街づくり賞」や「歩いて知ろう街づくり賞」といった市民の意識啓発の取り組みにより、良好な景観形成に寄与できました。</p> <p>※簡易除却活動：協力員として登録した市民がはり紙や立看板など路上の簡易な違反広告物を除却できる「違反屋外広告物除却協力員制度」に基づく活動のことです。</p>
---------	---

成果に対する評価と課題	<p>【住環境の維持、改善を進める】</p> <p>■小田急電鉄との連携を図りながら計画的に駅周辺の整備を進める必要があります。</p> <p>■みんなの街づくり条例に基づき市民の主体的な街づくり活動の支援を継続するにあたり、地区レベルでの街づくりの計画や建築協定などのルールの策定に時間を要することが課題と考えています。</p> <p>■「大和山市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な改修工事を実施しながら、市営住宅の適正な維持管理に努めていく必要があります。</p> <p>■都市計画マスタープラン等による地域の位置づけに合わせて周辺環境に配慮した適正な土地利用が図られるよう、大規模土地取引行為の届出に対する助言によって誘導することで、大規模開発事業に関する届出の段階では、当該助言が反映されており、多くの土地利用計画が概ね市の意向に沿っていたことから、その後の開発事業に関する円滑な協議につなげられたと考えています。</p> <p>■地域住民や事業者と連携し、周辺環境との調和が図られたまちづくりを進めるにあたり、準工業地域や用途地域境界付近の大規模開発事業においては、計画の建物用途が住居系、商業系、工業系が混在することになるため、住環境、営業環境及び操業環境が調和するように誘導していく必要があります。</p> <p>【美しい都市景観の形成を推進する】</p> <p>■許可申請を行わずに設置している屋外広告物や、簡易除却では対処できない違反屋外広告物への対応が必要です。また、違反屋外広告物の簡易除却活動については、協力員数の維持と新規登録の促進を図るとともに、現在登録中の協力員に対して、積極的に活動してもらえるように働きかけていくことが必要です。</p>
-------------	---

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6-2	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	6-2-1	市街地の整備が計画的に進んでいる
	6-2-2	良好なまち並みが形成されている
	6-2-3	道路や公園を快適に利用している

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：環境施設農政部長 飯塚 隆広
街づくり施設部長 財津 保真

総事業費 (予算)	H31(R1)	R2	R3	R4
	2,107,839	2,428,348	2,196,518	2,782,525

成果を計る主な指標	前期基本計画期間 (R1～R5年度)					
	計画当初値	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R3)	最終目標値 (R5)
① 都市計画道路の整備率	64.1%	64.4%	64.8%	65.1%	66.8%	66.8%
② 市民1人あたりの都市公園面積	3.19㎡	3.25㎡	3.42㎡	3.39㎡	3.31㎡	4.00㎡
③ 市街化区域内の都市公園面積	49.3ha	50.9ha	51.3ha	51.4ha	51.0ha	51.4ha

これまでの成果	<p>【車両や歩行者の円滑な通行を確保する】</p> <p>■道路法に基づき道路台帳(道路の区域、構造等、道路の管理に関する基礎的な事項を総括して記載した台帳)の整備を行った上で、道路施設の点検結果に基づく計画的修繕に加え、市民からの通報や日常点検により発見した道路施設の不具合箇所等について、補修、修繕、清掃等を適宜実施することにより、車両や歩行者の円滑な通行を確保しました。</p> <p>■都市計画道路の整備について、その整備率は、福田相模原線の拡幅整備を進めた結果、当初の64.1%から令和3年度には65.1%まで増加しており、交通の円滑化と渋滞箇所の解消に向けて着実に進めることができました。現在、都市計画道路である福田相模原線の拡幅整備を上草柳、南林間、福田の3地区で行っており、上草柳地区については、560m(令和3年度までに一部未買収地を除く)が完了しました。また、南林間地区については、市道の南林間座間線以南360mの整備が令和元年に完了し、令和2年度から、同線以北470mの拡幅整備に向け用地買収を進めています。</p> <p>【市民に親しまれる公園づくりを推進する】</p> <p>■大和ゆりの森について、日常の維持管理のほか、老朽化した施設の更新を行うなど、安心して快適に利用できる環境を整え、多くの方が利用している状態を継続できました。</p> <p>■都市公園面積については平成30年度末の752,366.39㎡(うち市街化区域内496,712.28㎡)から令和3年度末の819,017.39㎡(うち市街化区域内514,719.37㎡)へと、66,651.00㎡(うち市街化区域内18,007.09㎡)増加しており、市民1人当たりの都市公園面積も3.19㎡から3.39㎡となるなど、より多くの憩いの場を市民に提供することができました。</p>
---------	---

成果に対する評価と課題	<p>【車両や歩行者の円滑な通行を確保する】</p> <p>■道路施設をより適正に維持管理するため、道路台帳平面図の電子化を進める必要があります。また、引き続き車両や歩行者の円滑な通行を確保できるよう、計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、市民からの通報等に対して迅速に対応する必要があります。</p> <p>■交通の円滑化と渋滞箇所の解消に向け、引き続き、都市計画道路である福田相模原線(南林間地区・福田地区・上草柳地区)の整備を市で進めるとともに、県道丸子中山茅ヶ崎線等の拡幅整備の促進を県に要望していきます。</p> <p>【市民に親しまれる公園づくりを推進する】</p> <p>■大和ゆりの森は非常に人気の施設のため、他の公園に比べ遊具等の施設の老朽化が早く進むことから、今後も計画的に施設の更新を行っていく必要があります。</p> <p>■都市公園の面積は毎年増えているものの、人口も増加しており、市民1人当たりの都市公園面積については、令和3年度は前年度に比べて0.03㎡減少しているなど、増加し続ける状況とはなっていないことから、人口の増減を踏まえながら公園の整備を検討する必要があります。</p>
-------------	---

めざす成果		6-2-1 市街地の整備が計画的に進んでいる							
事務事業名	R1決算額		R2決算額		R3決算額		R4予算額		
	法令等の義務		実施手法		財源構成				
事務事業の目的									
都市計画決定事務	2,591		14,365		13,311		3,667		
	有		直営・委託		県・一財				
総合計画及び都市計画マスタープランで示されたまちづくりの方向性を法定都市計画に定めます。									
特定地域土地利用誘導事業（内山地区）	6,178		10,343		103		5,479		
	無		直営・委託		一財				
内山地区の市街化調整区域について、市街化区域編入を目指し、計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を図ります。									
特定地域土地利用誘導事業（中央森林地区）	6,736		2		3,885		36		
	無		直営・委託		一財				
中央森林地区の市街化調整区域について、緑の拠点として、市民の憩いの場を確保するとともに、複合的な街づくりを誘導します。									
土地区画整理支援事業	16		2		9		11		
	無		直営		一財				
市街化区域内の基盤未整備地区について、周辺の市街地の状況に配慮しつつ、土地区画整理事業により良好な環境を有する市街地を計画的に形成します。									

めざす成果		6-2-2 良好なまち並みが形成されている							
事務事業名	R1決算額		R2決算額		R3決算額		R4予算額		
	法令等の義務		実施手法		財源構成				
事務事業の目的									
中央林間駅周辺まちづくり事業	145,998		256,959		180,309		165,016		
	無		直営・委託		一財				
中央林間地区街づくりビジョンの方針を踏まえ、中央林間駅周辺のまちづくりを進めます。									
地域・地区街づくり支援事業	0		0		30		88		
	無		直営		一財				
市民の主体的な街づくり活動を支援します。									
建築確認事務	1,310		1,610		1,311		1,372		
	有		直営		他・一財				
良好な住環境の確保と災害に強い街づくりを行います。									
空家等対策事業	6,626		25		57		129		
	有		直営		一財				
空家等の適正管理を促進することにより、防災、衛生、景観面等に与える影響の未然防止や抑制に努め、生活環境の保全を図ります。									
景観形成推進事業	5		2		3		162		
	一部有		直営		一財				
良好な都市景観の形成を推進します。									

めざす成果

6-2-3

道路や公園を快適に利用している

主要な
事業
の内容

事務事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
道路維持修繕事業	231,756	237,574	666,468	787,212
	有	直営	国・市・一財	
舗装、橋梁などの道路施設の維持・修繕を効率的に進めることにより、健全性及び安全性を維持して円滑な交通を確保します。				
福田相模原線（福田地区）道路整備事業	11,345	3,103	5	6,900
	有	直営	一財	
本市並びに藤沢市及び綾瀬市に連なる福田相模原線の整備を行うことによって、交通の円滑化、安全性の向上及び防災機能の強化を図ります。				
福田相模原線（南林間地区）道路改良事業	83,955	50,861	292,094	71,235
	有	直営	国・市・一財	
市の骨格をなす都市計画道路の拡幅整備を行い、歩行者の安全確保、交通の円滑化ならびに地域防災性の向上を図ります。				
既設公園等大規模改修事業	176,220	167,977	137,652	155,970
	有	直営・委託	市・一財	
利用者の安全を確保し、利便性を向上させる改修工事を行います。				
ゆとりの森整備事業	36,547	25,567	5,241	2,838
	有	直営・委託	市・一財	
ゆとりの森の広々とした空間を活かし、市民にスポーツとレクリエーションの場を提供します。				
ゆとりの森管理運営事業	57,997	60,748	60,748	60,748
	有	指定管理	他・一財	
ゆとりの森をスポーツとレクリエーションの場として、安全で快適に利用できるよう管理運営します。				

【注釈】 <法令等の義務> 法律または政省令による事業実施根拠の有無
 <実施手法> 直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
 <財源構成> 一財：一般財源 国：国庫補助金等 県：県費補助金等 市：市債 他：その他特定財源

成果を計る主な指標の計算式等及び目標値の設定理由

めざす成果	成果を計る主な指標	計算式等	目標値の設定理由
6-2-1 市街地の整備が計画的に進んでいる	土地区画整理事業などによる市街地整備の割合	土地区画整理事業等実施面積／市街地化区域面積×100	2023年度までに土地区画整理事業が完了する予定となっているものを見込み、目標値を設定した。
	プロムナードにおける1日あたりの通行者数	プロムナードにおける平日1日あたりの通行者数	大和駅周辺地区において、駅周辺の民間開発や建物更新等の誘導などにより街づくりを推進することで、毎年1%ずつの通行者増を目標値に設定した。
6-2-2 良好なまち並みが形成されている	大和市は、良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合	市民意識調査で測定	これまでの取り組みによって、市民の意識は、5年（2011～2016年）で概ね2%程度の微増であったが、今後のまち並み整備やまちのルール化による良好なまち並み形成を図っていくことで、これまでの倍となる1年で約0.8%の向上を目指し、最終目標値は52.5%を設定した。
	地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積（累計）	地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積の累計	2023年度までに誘導すべきと考える地区の区域面積を見込み、目標値を設定した。
6-2-3 道路や公園を快適に利用している	都市計画道路の整備率	整備済延長／都市計画道路延長×100	現在、事業を進めている都市計画道路の完成を見込み、目標値を設定した。
	市民1人あたりの都市公園面積	都市公園の総面積／人口	第8次総合計画の目標値に及んでいないことから、現状維持の目標値とした。中間目標値については、2021年度までに整備が予定されている都市公園面積と、区画整理等による帰属公園の見込みにより設定した。
	市街化区域内の都市公園面積	市外化区域内に整備されている都市公園の総面積	中間目標値については、2021年度までに整備を予定している都市公園面積と、区画整理等による帰属公園の見込みにより設定した。最終目標値については、過去10年間に市街化区域内で整備された都市公園の面積を考慮し、中間目標値に加算した。